

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町 2-2-33	1-006129

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 5 年 12 月 1 日 ～ 令和 5 年 12 月 31 日 (1 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和 3 年 11 月 7 日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和 5 年 8 月 29 日、労働安全衛生法違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 15 号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)